

# 令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立青豊高等学校
課程又は教育部門	全日制

1

## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめの問題は、心豊かで安心・安全な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

本校は、校訓「賢く、優しく、逞しく」のもと、生徒一人ひとりが生涯にわたって一社会人として心豊かに、主体的に、個性的に、創造的に生きていくための資質や能力を育むとともに激しく変化していく社会環境の中で自らの将来を積極的に企画設計し、その実現に向けて果敢にチャレンジし続け、明日の社会を担っていく逞しい人間を育成することを目標としている。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し、人権を守る土壤を育み、いじめを許さない学校づくりを推進し、教育目標の具現化に努めなければならない。

そのために、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を定める。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

### （1）未然防止の考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ「いじめは、どのクラスにも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に取り組むことから始めていく。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

## (2) 未然防止のための取組

### ア 教職員の姿勢

- ① 「いじめは、どのクラスにも学校にも起こり得る」という危機感を全ての教職員が持つ。
- ② 「いじめは人間として絶対許されない」との強い意志を持つ。
- ③ 未然防止の考え方を認識する。
- ④ 定期的に実施している三者面談や隨時行う教育相談を充実させ、生徒との信頼関係の構築を図る。
- ⑤ 教職員から生徒への日常的な挨拶や声かけをし、毎月実施する学校生活・いじめアンケートや生徒の出欠状況等で生徒の状況を把握する。
- ⑥ 毎月開かれるいじめ対策委員会の会議で、生徒の情報を共有し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を行う。
- ⑦ 部活動においては部員同士の人間関係の把握に努め、いじめの起きない環境づくりを行う。また、部室の使用状況を管理するとともに、部活動時の生徒の状況にも気を配っていく。
- ⑧ 教職員の研修を通していじめに関する知識・理解に努め、いじめに際して十分な取組が行えるよう資質の向上を図る。なお、職員研修として以下の研修を行う。

- ・教職員の指導力や認知能力向上を図る研修

いじめ問題に関する基本的な考え方（いじめの定義、いじめの基本認識）

未然防止のための環境づくり（居場所づくり、絆づくり、自己有用感の育成）

人権系統プログラムを活用した人権感覚の育成

発達障がいや性同一性障がい、また海外から帰国した生徒等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図る。

- ・いじめの早期発見・いじめへの対処に関する研修

いじめに気付く力を高めるためには

いじめ発見のきっかけ（事例研修）

早期発見の手立て

いじめ対応の基本的な流れ

発見時の緊急対応

起きた場合の対応

- ・人権学習に関する研修

### イ 生徒が安心・安全に学校生活を送るために

- ① 全ての生徒が授業場面で活躍できるための授業改善を行う。
- ② 授業規律の確立（チャイム ツー チャイム、姿勢、発表の仕方や聞き方）を確かなものにする。
- ③ キャリア教育を通して自らが気づく・学ぶ機会の提供と自己有用感の獲得、社会性の育成を図る。
- ④ 体育大会、文化祭、クラスマッチ等の学校行事を通じた居場所づくり、絆づくりを行う。
- ⑤ 体育大会、文化祭などの学校行事での生徒の主体的な活動場面をつくる。
- ⑥ 公開授業による分かる授業づくりを推進する。

### ウ いじめ未然防止のための環境づくり

- ① ホームルーム活動の時間における「いじめ未然防止」のための指導と規範意識を高め、集団での望ましい人間関係づくりを図る。
- ② 人権特設授業を活用し、生徒の人権意識の向上を図るとともに、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。その際、いじめは重大な人権侵害に当たり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象になり得ること等、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ばせる。
- ③ 教科「情報」におけるモラル教育の充実を図る。
- ④ 人権教育を充実させ、人権意識の高揚を図る。
- ⑤ 保護者・地域住民・関係機関等に「学校いじめ防止基本方針」等を周知し一層の連携を図る。
- ⑥ 教職員から生徒へ挨拶を励行し、声かけから生徒との関係づくりを行う。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### （1）基本的考え方

いじめは、早期に発見することが早期解決に繋がる。早期発見のためには、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒との情報交換を行い情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

いじめは教職員や大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められている。

#### （2）いじめの早期発見のための措置

##### ア 教職員のいじめを見逃さない認知能力の向上

- ① 人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢に立つ。
- ② 生徒の気持ちを受け入れ、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

##### イ 早期発見のための手立て

- ① 教育活動のあらゆる場面で生徒の様子に目を配る。生徒とともに過ごす時間を積極的に設ける。
- ② 担任を中心に学級内の人間関係を把握し、気になる言動があった場合、該当の生徒に対して適切な指導を行う。
- ③ クラスでの様子、授業中の様子、学級日誌などを手掛かりとして、ささいな変化に気づくよう、意識的に、積極的に生徒と関わりを持つ。
- ④ 保護者が相談しやすい体制づくりや地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制づくりを行う。
- ⑤ 定期的な相談週間を設け、生徒から気軽に相談ができる環境をつくるとともに、相談箱・相談窓口の周知を行い、いつでも悩みを打ち明けられる窓口を開設する。必要に応じてSCと連携する。
- ⑥ 毎月学校生活・いじめアンケート（記名または無記名）を実施する。
- ⑦ 夏季と冬季の保護者会時に、いじめの早期発見のための「家庭用チェックリスト」を配布し、保護者とともに生徒の実態把握に努める。

#### （3）発達障がいを含む特別な支援を必要とする生徒、海外から帰国した生徒等課題を抱える生徒等について、保護者、関係機関と連携しながら、学校全体で注意深く該当生徒を見守り、必要な支援を行う。

##### ウ 相談しやすい環境づくりの推進

- ① 教職員は、生徒や保護者から相談を受けた際、いじめている側から「告げ口をした」と言われていじめが助長されることもあることを十分認識し、その対応について細心の注意を払う。
- ② 本人からの訴えに対しては、「全力で守る」という教職員の姿勢を伝え、いじめ対策委員会と連携をとりながら、本人の居場所づくり、心のケアに努め、具体的に心身の安全を確保するための手立てを講じる。
- ③ 周りの生徒からの訴えについては、その生徒に対していじめが新たに発生することを防ぐために、他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、真摯に訴えを受け止める。
- ④ 保護者とは、いじめに気付いたとき即座に連絡ができるような信頼関係の構築に努める。
- ⑤ 気になる変化が見られたら、状況をいじめ対策委員会へ報告し、早期認知、早期対応を行う。

## 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

### （1）基本的考え方

心理的または物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や心身の苦痛を感じていても周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることに配慮する。また、インターネットや携帯電話等SNSを介したいじめにも適切に対応するように努める。

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、複数の目による状況の見立てが可能となるよう速やかに組織的に対応する。また、いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### （2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

#### ア いじめ情報のキャッチ

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。  
その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④ 教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反しえることを踏まえ、発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ対策委員会」に直ちに報告し、教職員の情報共有による対応を行う。
- ⑤ いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を行う。
- ⑥ 部活動時において顧問や部活動指導員、非常勤講師等がいじめを発見したときも上記と同様の対応を行う。このことは部活動の指導を開始する前に、部活動指導員、非常勤講師等にも対応方法の周知を行う。

#### イ 正確な実態把握

- ① 当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ② 事実確認については、いじめ行為に至った経緯や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも情報を得て、正確に把握する。
- ③ 短時間で正確な事実の把握に努めるため、管理職等の指示のもと複数の教職員で対応し、情報を共有し、正確に実態把握をする。
- ④ いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒からの話を聞く場合は他の生徒の目に触れないよう、時間、場所等を配慮するとともに、いじめている生徒といじめられている生徒を別の場所で聞き取りを行う。

#### ウ 指導体制、方針の決定

- ① 指導の狙いを明確にするとともに、全ての教職員の共通理解を図り、対応する教職員の役割分担を考える。
- ② 事実確認の結果は、管理職が責任を持って県教育委員会に報告するとともに職員が被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ③ 学校がいじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により

十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点からたまうことなく所轄警察署と相談して対処する。

- ④ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
- ③ つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図るとともに、「最後まで守り抜く」「秘密を守ること」「必ず解決できる希望が持てること」を伝える。
- ④ 家庭訪問等により、原則その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ⑤ いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ⑥ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑦ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて特別措置をとるなどしたりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ⑧ 必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ⑨ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ⑩ 事実確認のための聞き取りや、アンケート等により判明した情報を適切に提供する。

### (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた気持ちや状況などを十分聞き取り、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮しながら指導する。
- ② いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ③ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ④ 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家の協力を得て、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応とねばり強い指導を組織的に行い、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ⑤ 教育上必要があると認めるときは、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主觀的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- ⑥ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

## (5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ② はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③ 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を示し、学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ④ いじめの解決とは、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

## (6) ネット上のいじめへの対応

### ア ネット上のいじめの種類と認識

- ① メールでのいじめ
- ② ブログでのいじめ
- ③ チェーンメールでのいじめ
- ④ 学校裏サイトでのいじめ
- ⑤ SNSから生じたいじめ
- ⑥ 動画共有サイトでのいじめ

### イ 未然防止

- ① 教科「情報」におけるモラル教育の充実を図る。
- ② 家庭において生徒を危険から守るルールづくりを奨励する。
- ③ インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識、「ネット上のいじめ」は、完全に削除できなくなる場合も生じるなど、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識させる。

### ウ 早期発見

- ① 学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ② 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

### エ 早期対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ② 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ③ こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ④ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## (7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して、いじめ対策委員会において校長が判断するものとする。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断され

る場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ・児童生徒が自殺を企図した場合  | ・身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合  |
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### （1）重大事態の発生と調査

#### ア 重大事態の判断及び発生報告

学校は、当該事案が重大事態であると判断したときには、教育委員会を通じて県知事に報告する。なお、いじめにより生徒が一定期間、連続して欠席をしているような場合、年間30日という目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### イ 調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の未然防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

#### ウ 調査を行うための組織について

学校が組織した「いじめ対策委員会」または教育委員会が設置した附属機関等において調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係または利害関係を有するものがいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

#### エ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学

校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

② いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた生徒から十分に聴き取る。
  - ・在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
  - ・いじめた生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
  - ・いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
  - ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。
- ③ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
- ・いじめられた生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
  - ・調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

## (2) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果は、速やかに報告を行う。学校→教育委員会→県知事

② 調査結果には、今後の同種の事態防止策や保護者の調査結果に対する所見を含める。

③ 保護者には調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を適切に提供する。

教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

### 【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- ・学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法一時期などについて必要な指導及び支援を行う。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称 いじめ対策委員会

### (2) いじめ防止対策推進法第22条に係る組織の役割と機能

ア いじめの未然防止のため、いじめを起こさない・いじめを許さない環境づくりを行う役割を担う。

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割を担う。

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う中核としての役割を担う。

オ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割を担う。

カ 学校いじめ防止基本方針等について保護者や地域住民、関係機関等の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭と

の緊密な連携協力を図る役割を担う。

- キ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割を担う。
- ク 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割を担う。
- ケ 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、PDCAサイクルによる見直しを行う役割を担う。

### (3) いじめ防止対策推進法第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく客観的な事実関係を速やかに調査することに留意すること。
- ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とすること。

## 7 学校評価

いじめに関する評価は、単にいじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかを評価する。いじめの問題への効果的な対策を講じられているか検討し、その結果を指導の改善に活かすようする。特に、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）について検討を行い、必要に応じた改善を図るものとする。具体的には、定期的に実施されているいじめ対策委員会や人権教育推進委員会において生徒の実態を把握し、その分析を行い、いじめの問題への効果的な対策を講じられているか検討し、その結果を指導の改善に活かすようする。

また以下の項目を達成目標とし、年度末にいじめ対策委員会で分析・検証のまとめを行い、必要に応じた改善を講じることとする。

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境であった。
- ・いじめの早期発見のための措置が十分であった。
- ・いじめの発見・通報を受けたときの初期対応が十分であった。
- ・いじめの事案に対しての、正確な実態把握が行われ、指導体制のあり方、指導方針、取組が十分であった。
- ・いじめられた生徒またその保護者に対する支援が十分であった。
- ・ネット上のいじめに対する対策が十分であった。
- ・いじめに関する研修等を通して、いじめに対する教職員の意識向上が図られた。
- ・重大事案が発生したとき、その対処が十分であった。

これらを総括することにより、本校の学校教育目標である豊かな人間性とモラル意識を持った生徒の育成を図っていくことに繋げていく。